

## 訪問介護ステーション くるみ館 料金表

## 1. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス（昼間 8:00～18:00 での基本料金）

① 身体介護中心型または、生活援助中心型（20 分未満と 1 時間を超えるサービスは行いません）

水戸市 5 級地：10.70 円/単位

	サービスに 要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に)
身体 介護	(1) 利用料金	1,947 円	2,921 円	4,633 円	6,773 円	973 円
	(2) 上記のうち、 介護保険から 給付される金額	1,752 円	2,628 円	4,169 円	6,095 円	875 円
	(3) 自己負担額 (1) - (2)	195 円	293 円	464 円	678 円	98 円
	サービスに 要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
生活 援助	(1) 利用料金	2,129 円	2,621 円			
	(2) 上記のうち、 介護保険から 給付される金額	1,916 円	2,358 円			
	(3) 自己負担額 (1) - (2)	213 円	263 円			

② 身体介護中心型を行った後に、引き続き生活援助を行った時の加算料金

サービスに要する時間	25 分未満	50 分未満	75 分未満
(1) 利用料金	781 円	1,551 円	2,332 円
(2) 上記のうち、介護保険 から給付される金額	702 円	1,395 円	2,098 円
(3) 自己負担額(1) - (2)	79 円	156 円	234 円

③ 通院等乗降介助

(1) 利用料金	1,155 円
(2) 上記のうち、介護保険給付される金額	1,039 円
(3) 自己負担額(1) - (2)	116 円

加算料金	1回あたりの単価	自己負担額	内容
初回加算	2,140円	214円	初回訪問月に加算されます
緊急時訪問介護加算	1,070円	107円	お客様より、居宅サービス計画(ケアプラン)に計画されていない緊急のサービス依頼があり、ケアプランを作成した介護支援専門員が了解の上必要な訪問介護サービスを提供した場合加算されます
介護職員処遇改善加算	基本料金および加算合計の13.7%		事業所として基準を満たしているため、全員に加算されます
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の100分の20	左記の10分の1	事業所として基準を満たしている場合、全員に加算されます
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の100分の10	左記の10分の1	
特定事業所加算Ⅲ	所定単位数の100分の10	左記の10分の1	

\*福祉有償旅客運送の対価の種類、額、及び適用方法

1、「運送の対価」の種類及び額

距離制運賃

摘要	額
2 kmまで	200円
1 km増す毎に	100円

時間制運賃

摘要	額
10分毎	300円

\*「運送の対価」の適用方法

(1) 距離制運賃

ア、距離制運賃は、走行距離積算計により算出します。

イ、距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定します。

ウ、要介護のご利用者は距離制運賃で算定します。

(2) 時間制運賃

ア、時間制運賃は、車内の時計により算出します。

イ、旅客の乗車した時から、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定します。

ウ、要支援・要介護で、介護保険が適用にならないご利用者は、時間制運賃で算定します。

## 2、「運送の対価」以外の対価について

〈待機時間〉

- ・30分までは無料ですが、以後30分毎に500円負担となります。

〈院内・買い物等付き添い介助料〉

- ・院内介助料・買い物等付き添い介助の場合、実費負担 30分 1,150円となります。

〈通院等乗降介助料〉

- ・要介護の方で、乗降に介助が必要とされるご利用者は、介護保険の通院等乗降介助料113円です。

〈介助料〉

- ① 要介護で、常時介護が必要な状態の時は、介護保険身体介護が適用となる場合があります。(通院等乗降介助料③)
- ② 要支援・要介護のご利用者で、介護保険の適用にならず、且つ乗降に介助が必要な場合は、介助料500円となります。

## 3、その他

ア、利用者の要請により有料道路、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、利用者負担となります。

イ、道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、利用者の負担となります。

### ☆ 時間帯による割り増し料金

区分	時間帯	割増料金率
夜間	18:00～22:00	1回につき 25% 増し
早朝	6:00～8:00	1回につき 25% 増し
深夜	22:00～6:00	1回につき 50% 増し

☆ やむをえず2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で、通常の利用料金の2人分の料金を頂きます。

☆ 生活機能向上連携加算Ⅰ・・・自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職等が、生活機能を把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、訪問介護計画書を作成しサービスを提供した場合、初回の月に限り、1,070円（自己負担額107円）を加算させていただきます。

☆ 生活機能向上連携加算Ⅱ・・・自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同で生活機能のアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成しサービスを提供した場合、初回の提供日が属する月以降3月を限度として、2,140円（自己負担額214円）を加算させていただきます。

(2) 日常生活支援総合事業対象サービス

水戸市5級地：10.70円/単位

サービスの回数	週1回利用	週2回利用	週2回以上利用 (週3回以内)
利用対象者	要支援1・2の方 事業対象者	要支援1・2の方 事業対象者	要支援2の方
(1)利用料金(月額)	12,497円	24,984円	39,632円
(2)上記のうち、介護保険 から給付される金額	11,247円	22,485円	35,668円
(3)自己負担額(1)-(2)	1,250円	2,499円	3,964円

加算料金	1回あたりの 単価	自己負担額	内容
初回加算	2,140円	214円	初回訪問月に加算されます
介護職員処遇改善 加算	基本料金および加算合計の13.7%		事業所として基準を満たしているため、全員に加算されます

交通費

2の(5)の通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、通常の事業実施地域の境界から起算して片道1kmあたり、50円を頂きます。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様負担となります。生活援助の買物等で近隣で目的の物が購入できず、お客様の同意を得て、担当訪問介護員の車両で出かけた場合、1kmにつき20円をご負担いただきます。